

令和5年 第2回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和5年2月15日(水)午後2時30分 みをつくし文化センター 2階 大研修室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫
足立侑律 根木常次 内山進吾 岡本純 山中秀三 杉山誠
後藤剛 中安千秋 鈴木英雄 水崎久司 井上保典 小柳守弘

欠席： 平尾温己 横井典行 袴田博子 森島倫生 伊藤安子 鈴木要

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎
秋山尚司 須藤晶子 笠原直人

4. 審議事項

- 第8号議案 農地法第3条の規定による許可について
第9号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について
第10号議案 農地法第4条の規定による許可について
第11号議案 事業計画変更承認申請について
第12号議案 農地法第5条の規定による許可について
第13号議案 非農地証明について
第14号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について
第15号議案 農用地利用集積計画の決定について

5. 報告事項

- 報第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第11号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について
報第12号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第13号 農地の地目変更登記に係る報告について
報第14号 農業用施設証明について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
います。

それでは、只今から令和5年第2回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24名のところ18名と過半数を超えておりますので本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席者ですが、議席番号4番、平尾温己委員、議席番号8番、横井典行委員、議席番号10番、袴田博子委員、議席番号19番、森島倫生委員、議席番号22番、伊藤安子委員、議席番号24番、鈴木要委員でございます。

なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

会長 それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

みなさん、こんにちは。2月の総会ということで、お忙しい中、ありがとうございます。

今日は、挨拶は小さな色々な話が少しずつありますので、少しずつ話をさせていただきたいと思います。まずは、先月の西部地区の研修会、ご苦労様でした。コロナ禍ではありますが、100名以上ということで、近年になく大変大勢の方に参加していただきました。特に三ヶ日地区では、16名中15名来ていただいたと聞いております。本当に大勢の方が遠くから来ていただきありがとうございます。私も、実は会長の出ている調査会ということで、西部地区など色々な研修会に関しては、毎回調査会で出て欲しいとお願いはしていますが、7名中6名に参加していただきました。このように、調査会長には、率先して研修会に参加してもらえようをお願いする等、重い腰を上げてもらうのも方法の一つかと思います。こういうことも含めまして、今後また色々ありましたら、調査会長の皆様には、研修会等への参加を促してもらえれば幸いかと思います。それと、もう2、3点ありますが、今日、事務局の方から市要望、県要望の書類がお手元にあるかと思いますが、私達農業委員は、農業委員会、調査会など、活動を通して色々な疑問点や、こういうことをして欲しい、という農業委員会の活動だけでなく、農家としても、市や県にこういう要望をして欲しい、ということがございます。やはり、一般の人が頼むよりも、このように農業委員会の名のもとに、しっかりとした要望書を決議して市や県に出すということは、それなりに説得力がございまして、ぜひ皆様、これを持ち帰って調査会等で、もし一人で分からなかったら相談しながら、こういうことを出したらどうだ、うちの地区では、例えば害虫被害がひどいなど、そういう問題があれば、それを出していただき、確かに毎回これを出しても通らない、削られている、という声を聞くこともありますが、やはり、分かり切ったことであっても、出し続けることが大事かと思っておりますので、ぜひ皆様、市に対する要望、県に対する要望、また、農業行政、農業委員会活動に対する要望がありましたら、ぜひ出していただきまして、上の方に届けて対策を練っていただきたいと思います。

あと、もう一点でございますが、皆さんのお手元に農業会議情報というものがございます。やはり、これを読んでいるだけで、今までの農業行政、特に4月から施行される

新しい法改正等も細かく載っておりますので、先月も言いましたように、研修会とかそういう情報をどんどん通していくというのと一緒に、これを読むだけでも結構色々な情報が入りますし、また新しい試みで、終わりの方に他市県の情報とか活動内容等も載っております。こういうものも見て一つ勉強し、調査会等で皆さんが調査会長として今こういうことを行っている、ということの説明することにより、調査会のスキルや一般的な情報もあがるのではないかと、思っております。ぜひ時間があってもなくても、これを一度読んでそれなりに勉強して、リーダーシップを発揮してもらいたいと思います。色々たくさんお願いばかりしておりますが、やはりそういうことが大事かなと思いますので、大変申し訳ないですが、お願いします。

そして最後になりますが、以前言いましたように、8の付く日はパトロールの日と勝手に決めたような、決めないような話になっておりますが、やはり、こういう農業委員会活動とかその他聞いても、私達の活動の原点は、地元の農地パトロールをしてどのように変化しているか、耕作放棄地があるとか、ここはしっかり植わっているとか、ここは違法転用しているのではないかと、ということは、やはりパトロールをすることによって分かったり、勉強したりすることになりますので、ぜひパトロールにも重視していただきたいと、再三ではありますがお願ひしたいと思います。時間のある時で結構ですので、パトロールをやっていただきたいと思っております。これが基本と思っております。色々とお願ひごとばかりになりましたが、よろしくお願ひします。簡単ではございますが、挨拶と代えさせていただきます。

局長 それでは、只今から、令和5年第2回浜松市農業委員会総会を開会いたします。
ありがとうございました。それではここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号23番の小柳守弘委員、議席番号1番の松澤崇委員にお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第8号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第8号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

奥山 今月の申請案件は、地区「神久呂」、整理番号28番外18件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が4件、贈与に係る案件が3件、権利設定の使用貸借に係る案件が4件、賃貸借権に係る案件が2件、区分地上権に係る案件が6件でございます。

それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案1ページ、地区「庄内」、整理番号32番、議案3ページ、地区「中瀬」、整理番号41番、44番及び議案4ページ、地区「赤佐」、整理番号45番は使用貸借に係る案件でございます。

使用借人は[]の農地所有適格法人、[]です。
[]は、浜松市の他に東京都青梅市、三重県、埼玉県、徳島県、福島県などで圃を耕作しております。

この度、申請地を借り受け営農型太陽光発電の下部農地に圃を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案4ページ、地区「水窪」、整理番号48番は贈与に係る案件でございます。

譲受人は、天竜区二俣町鹿島の[]さん、69歳でございます。

[]さんは、これまでも申請地で梅、栗の耕作を妹の譲渡人[]さんと共にやってまいりましたが、[]さんは現在[]にお住いのこともあり、主として耕作を行うことが難しくなったため、[]さんが主に耕作を行うことになり、それに伴い所有権を移すため、申請にいたったものでございます。

申請地は、天竜区水窪町地頭方、山住の畑、4筆で、許可後は、栗、梅を作付けしていく計画でございます。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

- 議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。
- 加茂議長 入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 中村議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。
- 中村議長 庄内地区調査会において、特に問題はございませんでした。
- 岡本議長 続いて、河輪・五島・白脇地区の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。
- 岡本議長 地区調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。
- 中安議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
- 中安議長 三方原地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。
- 井上議長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
- 井上議長 都田地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。
- 井上議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。
- 井上議長 浜名・北浜地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。
- 井上議長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。
- 井上議長 地区調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。
- 井上議長 続いて、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。
- 井上議長 佐久間・水窪地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。
- 井上議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委

員からの報告について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第8号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第9号議案「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、お手元の議案5ページをご覧ください。第9議案「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」でございます。担当から説明いたします。

奥 山 今月の申請は、別段の面積の指定を受けた農地について、譲受人への所有権移転登記の完了が確認できたことから、別段の面積について、従来の基準面積に戻すためにご審議いただくものです。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。天竜地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 天竜地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第9号議案「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第10号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、お手元の議案7ページをご覧ください。第10号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

笠 原 今月の申請案件は、地区「神久呂」、整理番号7番外3件でございます。

転用目的別の内訳は、農業用施設が1件、農家住宅関連が2件、営農型太陽光発電が1件でございます。農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が1件、第1種農地が2件、第3種農地が1件でございます。

なお、是正案件は、整理番号7番、9番です。

また、農業用資材置場など、建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について、問題がないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。

議 長 地区調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第10号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第11号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案9ページをご覧ください。第11号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当より説明いたします。

笠 原 農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が1件でございます。
議案9ページ、地区「庄内」、整理番号1番について説明いたします。
申請人は、当初の転用事業者である [] と、全部承継者である []
[] でございます。

申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、昭和35年12月16日に農地法第5条の許可を受け、申請地に福祉施設を建築する予定でしたが、その後、社会情勢の変化により計画が中断し、事業が遂行されないまま現在に至ります。

承継者である [] は、現在 [] を経営しており、本申請地を借り受け、隣接山林も含めてキャンプ場を計画したものです。

申請地は、 [] に位置する農地でございます。農地区分は、おおむね10ヘクタール未満の1団を形成する農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当すると判断いたしました。

承継後の転用計画は、キャンプ場を整備するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には新設のメッシュフェンスを設置し、雨水は浸透柵を4ヶ所設置し、余剰分は道路側溝へ流す計画で、雑排水は浄化槽を経て道路側溝へ排水す

る計画となっております。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の5条申請につきまして、議案14ページ整理番号88番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第11号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議無いものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第12号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、お手元の議案11ページをご覧ください。第12号議案「農地法第5条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

笠原 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号71番外59件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が29件、事業用の建物関連が5件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が11件、太陽光発電が3件、営農型太陽光発電が7件、一時転用が5件でございます。

また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が13件、第1種農地が4件、第2種農地が6件、第3種農地が37件でございます。

なお、是正案件は整理番号109番、125番、128番、131番でございます。

また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、議案に○を付した案件につきまして説明させていただきます。

議案15ページ、地区「芳川」、整理番号93番をお願いします。

南区下江町の田3,577㎡について、農業用施設を設けたいという申請でございます。

申請者は、XXXXXXXXXXに本社を置き、XXXXXXXXXXを営む法人です。

現在南区を中心に40haほどブロッコリーを栽培しておりますが、年間生産量が1,200tを超え、現在の作業場XXXXXXXXXXでは手狭になったため、本社に近い申請地に集出荷貯蔵施設を新築したく申請に至ったものでございます。

申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である農業用施設用地に該当いたします。

本転用事業は、集出荷貯蔵施設・駐車場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地は、周囲には擁壁等を設置する計画であること、雨水は敷地内側溝から水路へ

放流する計画であること、駐車場も兼用調整池の機能も設けていることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

盛土条例につきましては、申請地をコンクリート舗装する計画で、舗装部分は構造物扱いとなり盛土条例対象外となります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 18 ページ、地区「北浜」、整理番号 119 番をお願いします。

浜北区善地の畑 4,431 m²について、駐車場を設けたいという申請でございます。

申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。

現在使用している工場の建替えに伴い、子会社の集約化、新規事業のライン増産を行うため、従業員の増員が必要となりました。それにより、現在の駐車場では手狭となるため駐車場の新設を計画し、今回の申請に至ったものでございます。

申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、駐車場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地は、周囲には擁壁等を設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

盛土条例につきましては、申請地をコンクリート舗装する計画で、舗装部分は構造物扱いとなり盛土条例対象外となります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 71 番につきましては、聞き取り案件でございまして、神田町で 1,000 m²以上の転用申請で、現地は田んぼで盛土条例に該当するのではないかと、ということで事業者の説明を頂きました。現地は盛土の量が少なく、建物以外は駐車場でアスファルト舗装されるそうです。県の盛土条例には該当しないようです。72 番を含め、中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議 長 中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。

議 長 地区調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。

議 長 地区調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 芳川・飯田地区は91番から3件ですが、93番につきましては、もう少し説明したいと思います。これは聞き取り案件で、特に平面図は全くの平面図しか私達に説明がなかったけれども、その中の説明では、工務店が言うには、県との協議の中で法令等は全て満たしている、とのことでした。私としては、ここの施設は農協の施設によく似ていると思います。農業用施設ですが、集出荷施設ではなく、選果ラインが入ります。選果ラインの図面を事務局から見せていただきましたが、2ライン入るようになっています。そのような説明がありませんでした。もう少し謙虚に事務局からそういう説明をお願いしたいと思います。そういう説明がないと、県と審議しているのは、補助金の関係で審議していると推測しています。それから、静岡県盛土条例には関係ないでしょうか。

議 長 質問は、一通りいただき、足立委員の意見が終わってから答えてもらいます。

足 立 それから、フェンスがなかったので、フェンスを設置して欲しいとお願いしました。電話の説明ではフェンスを設置するという回答はあったというが、その図面が出ているのかどうか、確認をお願いしたいと思います。調整池の機能は、駐車場がその機能を兼ねるということですが、その面積が少ないと思います。ここは、水は確かに用排水路に流すけれども、どんどん流れる可能性があり、その周囲は良いが、その流れた下流にその水が一気に流れる恐れがあると危惧しています。そういうことを、市としては承知しているのかどうか、その辺りをお願いしたいと思います。

議 長 この件につきまして、事務局より質問に答えていただきたいと思います。

縣 今、足立委員が言われたことを全て聞き取れているか不安はありますが、工場のラインについて具体的に説明して欲しいということで良かったでしょうか。

足 立 農業用施設は倉庫になっていますが、集出荷貯蔵施設は面積が小さいと思います。選果ラインがほとんどなので、それをもって説明するべきではないかと思います。ある程度の能力があるのか聞いてみたところ、それはまだ入札してみないと分からないと言われました。仕様書を作っていないければ、このような設計はできないはずで、舐められ

ると困りますし、聞き取り案件でしたので憤慨していますが、下流の方に水が流れる様子でしたので、そこら辺を危惧しています。

議長 今の質問は、しっかりその場で回答があったのか、ということでしょうか。

足立 フェンスは設置する、と電話で回答はありましたが、図面は出ていますか。

縣 フェンス設置の図面は出ていませんが、行政書士の方からフェンスを設置することにした、と回答があり、担当者から足立委員にその旨をお伝えしたところです。

足立 ここへ来る以上は、図面を整え、了解を得て進めないで、私達はこの議案の、この内容で来ているので、しっかりとしていただきたいです。

縣 図面はもらうようにします。排水についてですが、道路側溝の方に排水し、オーバーフローしたら周辺農地への営農に支障があるのではないかと、といった質問だったと思いますが、あくまで農業委員会としては、農地法の審査基準での判断になります。農地法の審査基準としては、一般基準と立地基準があります。道路側溝の排水能力まで加味して転用可否を審査するものではないため、そこまでは農業委員会として触れるものではないと考えます。

足立 今のことが、大変問題になることで、ただ水を流せるようになっていけば良い、というのでは、下流の人達が困ってしまうのではないのでしょうか。私は用水の役員をしていますが、ちょっとした雨で用水はいっぱいになります。基準はそうなっているかもしれませんが、その排水溝は出口が一箇所しかないため、そこから一気に排水して周辺農地に問題がなければそれで良いということになります。下流にその水が流れても、オーバーフローしようが関係なくなります。ですので、下流の人のことも見なくては、法律、法律、と言っているだけでは現場の方では問題になると思います。

議長 仰ることはよく分かりますが、制度ということで審議しなくてはなりませんので、今言われた、下流の方に水が流れたら雨が降った時に大変なことになる、というようなことは、当然心得て、そういう意見があったということで、議事録には残していきますが、今日の審議の中では、その件は制度的には問題ない、という形になります。

縣 あともう一点、盛土条例には該当しないことについて質問がありましたが、この度の事業者の計画では、申請地をコンクリートで舗装するという事で、構造物で地盤を強化し、埋めていくこととなります。30 cm以上の土を入れて、1,000 m³あるいは1,000 m²以上の盛土をする場合には県の盛土条例に該当しますが、今回は集出荷施設の駐車場の整備する底地については舗装をし、更に舗装の下についても構造物を設ける、ということで県の盛土対策課にも確認し、盛土条例の対象にはならない、ということです。

足立 調査会での説明と違います。

加茂 構造物とはどんなものですか。

縣 舗装や路床路盤というもので、構造物を使った場合は盛土等には該当しないと聞いています。専門用語のため、我々も詳しくは分からないが、通常は建設残土や山土を入れる場合には盛土になりますが、土を入れる高さが30 cm以上になるかどうか一つのラインになります。仮に30 cm未満の土を入れ、その上に構造物を設けて造成する場合には盛土等に該当しないということになります。

- 足立 今の話は初めて聞きますが、3,000 m²の場合はどうなりますか。
- 縣 3,000 m²の場合には、例えば土を3,000 m²以上盛る、30 cm以上で盛土する場合には、土で埋めるということであれば、盛土の許可が必要になります。
- 足立 土の種類によって対象になるかどうかということでしょうか。
- 縣 構造物という認識で県が受けるのか、あるいは土として盛土するのかの違いによるものと思われます。
- 足立 それは、調査会ではそんな細かな説明はありませんでした。
- 縣 農業委員会の方の審査で、盛土条例のことをどこまで細かく説明をするのか、ということかと思えます。
- 足立 県の方の盛土議論の方にいくのですね、と聞いたところ、事務局の担当者もその時に、県次第ですね、という回答でした。ですから、調査会では皆、これは3,000 m²だから、面積が大きいので県の方にいくと認識しています。今の話のように、下の方の地盤のことなど難しいことは言っていませんでした。
- 木下 盛土条例の関係ですが、先ほど足立委員が言われたように、盛土条例に該当するかどうかの確認は、事務局の方から事業者に、県の方にしてください、という対応をしております。ですので、担当者が県の方で確認する、と言ったことについて間違いはありません。先ほど松澤委員も仰ってましたが、盛土条例に該当するか否かは、事業者の方で、調査会で説明があったと思います。先ほど縣も説明しましたとおり、盛土は、単純に土かどうかで、それがどのくらいの量かで判断しているかと思えます。私達、農業委員会の方で、盛土条例に該当するか否かを判断するものではないため、事業者が県に確認したということであれば、そのことを信じるしかないと思います。
- 縣 盛土条例に該当する場合には、県の盛土対策課に盛土条例の申請をしてから、農地法の申請をしていただく手順となります。
- 足立 色々説明がありましたが、私は当初、ここを通過してから、それから1,000 m²以上の盛土の場合は、県の方に行き、県の審査を受けて戻ってくる、という風に思っていました。先に来るのですか。
- 縣 盛土条例に該当する場合は、盛土条例の申請が先になります。今、足立委員が言われた一般的な盛土条例の基準は1,000 m²以上、1,000 m²以上、30 cm以上を、土で盛土をする場合には対象となります。
- 足立 今度の場合は、今言われている様に、調査会の説明の中では、県の方に行く、という説明でした。
- 縣 県の方に確認に行っているはずですが。県の方に盛土条例に該当するかを確認してください、と事務局の方でも言っていますので、説明の中では県の方に確認に行ったということだと思います。
- 足立 確認に行ったのなら、調査会の時には結果が出ているのですね。
- 縣 盛土条例に該当しないという結果が出ています。
- 足立 では、調査会の時に何故それを言わなかったのですか。
- 縣 調査会の時にその説明をしていたはずですが。

足立 説明はありませんでした。調査会では、静岡県の方に確認に行くという説明でした。
縣 その件については確認して、後日、足立委員に直接回答させていただきます。

議 長 まず、盛土の件については、今、事務局から説明があったように、盛土条例に該当するかを県の方にお伺いを立て、県から該当するか否かの回答が出てくるということによるのでしょうか。この場所が該当しないという回答が戻ってくれば、市の方としては該当しないという報告を受け、他の審査をするということになるのですね。今回の件は、該当しないという報告が県の方からあったということですね。

縣 県の方からあった訳ではなく、事業者の方から盛土条例には該当しません、と確認を取りました、ということで、農地法の申請に至ったということです。

議 長 事業者が確認をしたら、該当しないという回答をもらったということで、事業者の方で進めた訳ですね。

縣 その通りです。

議 長 その次に、排水の件については全くその通りで、下流の人達が苦勞しますので、この件は市要望、県要望に書いていただき、その他諸々でも、そのように、問題があるということで、訴えていく形が良いかと思えます。今回の件ではなくてこれからの話です。

フェンスの件については、足立委員が、フェンスの図面等が欲しかったと言っていますが、それらのことをもう一度確認していくということで、よろしいでしょうか。

足立 もう一度、この場で私が言いたいのは、盛土条例の説明がありましたが、県の審査を受けるということは、申請をしてから、本当は手続きを踏んでいけば、農業委員会を通過してから県の方に行くのが本当だとは思いますが、先に行くということはどういうことなのか、逆に私は聞きたいです。こういう事業をやりたいですが、いいですか、と、先に県へ行き、許可を取ったからここへ出してきた、という後出しジャンケンのようなことが、ルールとして良いのでしょうか。それで良い、というなら良いですが、そういうことを一番初めに言ってくれば良いけれども、盛土条例の説明の時にそういうことは言われませんでした。こちらを通過してから行く、と考えていたし、調査会の時には皆そういう考えで、先に県の方へ行き、盛土の土の種類によっては許可が必要だ、とは言われませんでした。

議 長 この件についてはどうですか。

縣 農地法の申請が先か、盛土の申請が先か、ということですが、砂利採のことは別として、一般的な工場や今回のような集出荷施設を建築したいという場合は、静岡県の農地利用課から、盛土条例に該当する場合は盛土条例の方の申請をし、その申請書の写しを添付してください、というルール付けが県下統一でされ、そういう運用をしています。

足立 添付していれば、と調査会の時にそういうことは言いませんでした。

縣 添付していない、ということは、盛土の許可に該当しないので当然申請書に添付はしていません。今回のケースは、県と事前に確認し、盛土に該当しません、ということで。もし、これが盛土に該当している、ということであれば、盛土の申請をし、その申請書の写しを農地法の申請書に添付していただきますが、この度の事業については、盛土に該当しないということですので、その一言を持って、盛土について何ら提出しても

らうものはありません。

足立 　　まだ霧がすっきり晴れていませんが、もう少し、部分的に私達に説明した時にもっと深く説明していただければ納得しますが、すごく平らの浅い所のみ説明させておき、いざ、こういう深いところになると、それは対象ではない、盛土の土の種類によって違います、ということであれば、それによって違います、と言ってくれば良いですが、私にとっては後出しジャンケンのような印象を受けますので、もう少しきめ細かな誠意ある回答をお願いします。その時に言ってくれば良いですが、静岡県の審査を受けてから、と言われましたので、皆そのつもりでいました。

縣 　　調査会で担当者の方から、それについてはまた説明させていただきます。

木下 　　盛土条例の許認可を農業委員さんが行うのであれば、当然細かい話になりますが、あくまでも事業者が盛土条例には該当しません、ということであれば、私達が、事務局もしくは農業委員さんも含めて対応する必要は全くないかと思えます。それでも制度が始まったばかりの当初は、私達も分からず始まった制度で、概要を皆さんに説明いたしました。その後、色々な事業者がどういう風にやろう、と知恵を絞ったと思われそうですが、そういったことを県の担当と調整しながら今の運用に至っていると思えます。ですので、制度が始まってもうじき一年が経ちますので、どういう状況なのかという概要を、もし資料があれば説明したいと思えます。各調査会の方で、盛土の関係、田んぼを埋めてどうなのか、など心配されるかと思えますが、あくまで事業者の方で盛土条例に該当しないということであれば、その説明を求めているだけ、ということになりますので、審査の対象外ということになりますので、ご理解ください。

足立 　　はじめに市の方に相談に行くと思いますが、市の方では、県の方に行ってください、と言うと思います。

木下 　　その通り、確認してください、と当然言うと思います。

足立 　　その時に、市が一枚絡んでいると思えます。

木下 　　その市が、私達、農業委員会の方で、県の方に行ってください、とお伝えするのは、その後同時に、農地法の申請が出る、出ない、ということがあるので、私達が、県の方に確認に行ってください、と言っている訳です。

足立 　　それをもって、農地法の申請に来るのであれば、その時に来れば、今のようなことが調査会でもっとスムーズに話ができると思えます。土の種類がどうか、など。しかし、何もそういう話がありませんでした。ですので、もっときめ細かな、説明の流れを考えていただきたい。市の事務局の方では分かっているかもしれませんが、私達に説明する段取りが、もう少しスムーズになるようにしてもらえば、このようなことを言う必要はないかと思えます。調査会の時には、事務局の方も、県の方に行ってから、と説明したと思えますので、盛土の土の種類のごことは全く頭にはありませんでした。

議 長 　　今、足立委員の言われたように、色々な説明については、他にもあると思えますが、さっと流すのではなく、細かく、ある程度分かるように、これからもしっかりと説明していただく、ということで、足立委員、よろしいでしょうか。

足立 　　そうなっているのであれば仕方ありません。

議 長 それでは足立委員の言われた3つの質問に対しては、問題ないということでよろしいでしょうか。

足 立 はい。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。

議 長 地区調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会において、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉 山 引佐地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会の森島委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。

議 長 地区調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。

議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。

井 上 佐久間・水窪地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(質疑応答なし)

議 長 それでは採決いたします。第12号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第13号議案「非農地証明について」を上程いたします。

議 長 事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、お手元の議案23ページをご覧ください。第13号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

笠 原 今月の申請案件は、地区「三ヶ日」、整理番号5番外2件でございます。
地区「三ヶ日」、整理番号5番の申請地は耕作困難のため、昭和57年頃に植林されたものです。
地区「三ヶ日」、整理番号6番の申請地は耕作困難のため、昭和60年頃に植林されたものです。
地区「水窪」、整理番号7番の申請地は耕作困難のため、昭和39年頃に植林されたも

のです。

説明は以上でございます。

議 長 只今の事務局説明、調査会の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 13 号議案「非農地証明について」は、
原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 14 号議案「相続税の増税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の
利用状況の確認について」を上程いたします。

議 長 事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、お手元の議案 25 ページをご覧ください。第 14 号議案「相続税の増税猶予
制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。
担当から説明いたします。

笠 原 相続税の納税猶予の特例の適用から、20 年経過することによる相続税の免除手続きに
伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、
皆さまにご審議いただくものです。

今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 1 番外 1 件でございます。

それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区「和田」、整理
番号 2 番について説明いたします。

被相続人は、平成 14 年 8 月 22 日に亡くなられた、XXXXXXXXXXさん。相続人は、東区
XXXXXXXXXXにお住いの、子のXXXXXXXXXXさん、76 歳です。

特例農地の面積は、申告時、現在ともに 203 m²です。

現地調査をした結果、ブロッコリー、大根等が耕作され、農地の管理が行われていま
したので、その旨を税務署へ報告いたします。

また、整理番号 1 番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていま
したので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今の事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それではご意見もないようですので、第 14 号議案「相続税の増税猶予制度の免除手続
(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認するこ
とにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に第 15 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局か
ら、説明をお願いします。

木 下 それでは、お手元の議案 27 ページをご覧ください。第 15 号議案「農用地利用集積計

奥山 画の決定について」でございます。担当から説明いたします。
それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 4 年度第 11 回浜松市農用地利用集積計画（案）でございます。

公告予定は令和 5 年 2 月 20 日となります。

2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 305 筆、274,721.02 m²の内訳でございます。

今月は、笠井地区での 20 筆をはじめとして、計 24 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。

1 ページから 31 ページは相对契約及び中間管理事業における貸借によるもの、33 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番から 3 番、5 ページの 14 番から 7 ページの 36 番、13 ページの 14 番から 14 ページの 15 番、31 ページの 6 番をご覧ください。■■■■■さんです。

北区三ヶ日町都筑の認定農業者、■■■■■さんのもとでみかんの栽培を学び、今回の申請に至りました。北区三ヶ日町宇志 830 番 13 外 28 筆の畑、計 31,102 m²を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、5 ページの 1 番から 9 番、13 ページの 6 番、7 番をご覧ください。■■■■■さんです。

北区都田町の■■■■■さんのもとでみかんの栽培を学び、今回の申請に至りました。浜北区宮口 4914 番 1 外 10 筆の畑、計 19,055 m²を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、5 ページの 10 番から 13 番をご覧ください。■■■■■さんです。

東区中郡町の■■■■■さんのもとでブロッコリーの栽培を学び、今回の申請に至りました。北区引佐町井伊谷 4039 番外 3 筆の畑、計 1,667 m²を借り受け、ブロッコリーの栽培を予定しております。

次に、13 ページの 8 番から 13 番をご覧ください。■■■■■さんです。

北区三ヶ日町平山の認定農業者、■■■■■さんのもとでみかんの栽培を学び、今回の申請に至りました。北区引佐町井伊谷 4204 番 2 外 5 筆の畑、計 9,564 m²を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、13 ページの 1 番から 5 番、23 ページから 31 ページの 5 番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 45 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(補足意見なし)

議長 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

議長 長 それでは、ご意見もないようですので、第15号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 長 次に、報告事項の第7号から第14号までを、事務局から報告をお願いします。

木下 議長 議案29ページをご覧ください。報第7号から報第14号までの一覧が載っておりますのでご確認よろしくをお願いします。

議長 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長 長 それでは、その他の委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

(報告なし)

議長 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

局長 長 ・「農業会議情報」について

齋藤 議長 ・「農林関係税制改正に関する要望及び農地利用最適化施策の改善に関する具体的な意見」等の提出について

木下 議長 今後の会議予定

・令和5年 第3回 農業委員会総会

日時 令和5年3月15日(水) 午後2時30分から

場所 浜北区役所 3階 大会議室

議長 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第2回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時45分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員